

船内計測における絶縁抵抗値に関する事項

改正規則

鋼船規則 H 編

改正事項

船内計測における絶縁抵抗値に関する事項

改正理由

現在, IACS 統一規則及び IEC 規格等においては, 電気機器の絶縁抵抗値について, 一般的に定格電圧を基準に規定されている。本会規則においても定格電圧を基準に規定しているが, 一部, 船内試験における電気機器設備の絶縁抵抗値の規定においては, 定格電流を基準に規定しており, 基準が混在した状態となっている。

今般, 当該絶縁抵抗値の規定を定格電圧を基準とする規定に改めるべく, 電気機器全般の要件として関連業界においても幅広く受入れられている IACS 統一規則 E13 (回転機の絶縁抵抗値に関する規定) を参考に関連規定を改めた。

改正内容

船内試験における電気機器設備の絶縁抵抗値の規定を, 定格電圧を基準とする規定に改めた。